

令和6年度（2024年度）
事業報告書

2024年4月1日から
2025年3月31日まで
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

第1章 はじめに

国際海運では早くから航海自由の原則が確立され、船舶の国籍を問わず国際航路に参入できるようになっています。このため、競争が激しくなるとともに、船会社は所有船の船籍を優遇税制等の措置により船舶の誘致・置籍を図っている国(便宜置籍国)に置き、コスト削減を図るようになりました。

船舶の安全・環境保護に関する規制は、国際条約に基づき、船舶が船籍を置く国(旗国)が第一義的責任を負っています。しかし、初期の便宜置籍国は、条約で定められた安全・環境保護規制を実施するための十分な能力を持たず、便宜置籍国の船舶が世界各地で事故を起こし、油流出による海洋汚染や沈没による航路障害を引き起こしました。1978年には便宜置籍国に船籍を置く巨大タンカーが操舵装置の故障からフランス沖で座礁し大量の原油を流失、沿岸国に多大の被害をもたらしました。

事故の影響を被った欧州各国は、寄港する外国船舶が国際基準に定められた要件に適合しているかを確認する必要があるとの認識を持ち、国際条約上認められた Port State Control(PSC:寄港国船舶検査)と称される立入検査によりこの確認を行うこととしました。しかしながら、PSCを着実に実施していくためには、次のような問題がありました。

1. 近隣の港湾間で、検査内容に差異があると、例えばA港が厳しく隣接するB港が安易なPSCを行えば船舶はB港に流れるといった、不適切な競争を招くおそれがあること。
2. 船側にとっては、寄港国毎に立入検査を受けることとなると円滑な運航に支障を来すこと。

これらを解決するには、地域内において統一的な手法によりPSCを実施するとともに、地域内のある港におけるPSCで問題ないと判定された船舶については一定期間同地域内ではPSCを実施しないなどの措置を講じるために地域内で検査結果を共有するといった国際協力が必要になります。このため、欧州各国は、1982年にパリで「PSCに関する地域協力に関する覚書(Memorandum of Understanding)」(パリMoU)を採択しました。パリMoUにより欧州ではPSCが組織的に実施されるようになり、国際基準を満足しない船舶(サブスタンダード船)が減少しました。

国連の専門機関である国際海事機関(IMO)は、パリMoUの成果を踏まえ、他の地域でも同様の措置を講じることを促すため、「PSCに関する地域協力の促進に関する総会決議」を1991年に採択しました。これとほぼ同時期に日本がイニシアティブをとりアジア太平洋地域においても同様な国際協力の枠組みを構築するための検討が行われ、1993年に東京で「アジア太平洋地域におけるPSCの地域協力に関する覚書」(東京MOU)が採択されました。現在、日本、豪州、カナダ、中国、韓国等のほか、ベトナム、インドネシア等の発展途上国やバヌアツ、パプアニューギニア島の島嶼国を含めた22の国・地域のPSC実施当局が東京MOUの加盟当局になっています。

PSCに係る地域協力を実効あるものとするには、PSCに関する検査手法の統一、検査情報の共有、情報公開などに関する詳細を定めなければなりません。これには、加盟当局間の意見調整が必要になります。また、統一的な検査手法の徹底や検査情報システムの円滑な運用を図るためには、PSC関係職員に対する研修・訓練が必要になります。

本財団は、東京MOU加盟当局間の意見調整などを円滑に実施できるようにするためのMOU事務局事業と、各加盟当局のPSC関係職員の研修等を企画・実施する研修事業を行っています。なお、アジア太平洋地域には発展途上国も多く、東京MOUにより多くの国が参加できるように日本の民間資金(日本財団の助成金)を活用し各国の資金負担を軽減しています。

第2章 事業報告

1. MOU事務局事業

- 1.1 東京MOUには2024年度末現在22の国・地域のPSC当局が加盟しており、加盟当局責任者の会合であるPSC委員会を毎年ほぼ1回各国持回りで開催しています。本財団は、PSC委員会の事務局の役割を担っており、委員会開催の日程調整、提案文書の回章、事務局提案文書作成及び委員会での説明、委員会報告書の作成等を行っています。2024年度は、2024年11月11日～14日に韓国(仁川)にて、21の加盟当局及び13のオブザーバーの出席の下、第35回PSC委員会を開催しました。本PSC委員会での主な決定事項等は、次のとおりです。

(1) 高評価及び低評価の船舶管理会社等の公表

船舶による関連条約の規定の順守をより一層促進するため、船舶管理会社等(DoCの会社)について、高評価の会社と低評価の会社のウェブサイト上での公表に向け、基準等について合意しインターセッションルグループで最終的な検討を行うことになりました。

(2) 集中検査キャンペーン(CIC)

2023年に実施した火災安全に関するCICの報告書を承認しました。また、2024年9月から11月にかけて実施したMLC(船員の賃金と雇用契約)に関するCICの実施状況の中間報告を受けるとともに、2025年に実施するBWM(バラスト水管理条約)に関するCICの実施方法について基本的に合意しました。

(3) 旗国の評価に係るMOUの改正採択

検査船舶選定スキームにおける船舶のリスク評価指標算定要素の一つとして使用されてきたIMOの加盟国監査実施の有無について、同監査は条約上義務化され監査がほぼ一巡したことに鑑み指標算定要素から除くことを合意しました。また、旗国の評価に用いる用語に関し、現行の「**Black**」、「**Grey**」及び「**White**」から「**Low**」、「**Medium**」及び「**High**」に変更することにしました。これらの変更に関するMOUの改正が採択され、2025年7月1日から実施することになりました。

(4) PSCガイドラインの見直しの検討

電子証書等の事前検査に関するガイドライン及びIPコードに関するガイドラインを新たに採択したほか、既存のガイドラインの改正を行いました。また、機関に係る検査強化に関するガイドライン及びイナートガスシステムに関するガイドラインを新たに作成することを合意しました。

(5) 漁船のPSC検査

漁船のPSC検査結果に関するデータベース(APFISh)に関し、試行が完了し運用段階(自主参加)となったことが確認されました。また、これまでの試行結果から、漁船において、MARPOL条約に係る重大な欠陥が多く報告されていることが報告されました。

(6) 技術協力

この一年間に実施された全ての技術協力事業(セミナー、一般研修、専門研修、専門家派遣、PSC検査官交流)の結果を確認するとともに、技術協力事業に対する日本財団の継続的なご支援に改めて感謝の意が表明されました。

(7) 新型コロナパンデミック後のPSC検査結果の状況

新型コロナパンデミック後の過去2年間において拘留率や劣悪船舶数の増加がみられることが確認され、引続き推移を注視していくこととされました。

(8) 旗国及びROの条約の不適切な運用

一部の旗国及びROによる条約の不適切な運用(条約の規定で許容された範囲を逸脱する証書の有効期限延長、同等性に係る規定の不適切な運用、非効果的な遠隔検査の実施)に重大な懸念を表明しました。

(9) 旗国による不適切な働きかけ

特定の旗国から寄港国に対し、PSC検査における船舶の拘留回避を目的とした二国間合意締結の働きかけがあったことが報告され、そのような取り決めは東京MOUやPSC全体の信頼性を損ない得るものであり、決して受け入れられるものではない旨確認されました。

(10) インダストリーフォーラムの開催

産業界と東京MOU加盟当局との意見交換の場として隔年開催している「インダストリーフォーラム」を開催しました。ACS、IACS、ASA、ICS、INTERNANKO及びITFの代表が同フォーラムに参加し、意見交換を行いました。



第35回PSC委員会(韓国(仁川))

- 2 東京MOUでは、PSC委員会の会期間にインターネットを介し審議を行うための作業部会を設置しています。本財団は、メーリングリストの整備、部会討議への助言等を行い、作業部会が円滑に進捗するような支援を行いました。
- 3 2024年5月1日、東京MOUの2023年の活動状況をとりまとめたAnnual Report 2023を公表しました。同ReportにはPSC委員会の決定事項、研修等の開催状況、加盟当局が実施したPSC検査データの概要、当該データに基づき作成した旗国、政府代行機関別のパフォーマンス一覧等が記載されており、本財団が原案を作成し加盟当局の了承を得て公表しています。
- 4 2024年5月6日から10日にマドリード(スペイン)にて開催されたパリMoU第58回PSC委員会に東京MOUを代表して参加し、東京MOUの活動状況の報告や集中検査キャンペーンの合同実施についての協議を行うとともに、情報交換を行いました。
- 5 2024年7月15日から19日にカリブ海 MOU 第29回 PSC 委員会、8月26日から30日にインド洋 MOU 第27回 PSC 委員会、9月10日から12日にアブジャ MOU 第14回 PSC 委員会、10月1日から4日に中南米 MOU 第29回 PSC 委員会、10月8日から10日に地中海 MOU 第26回 PSC 委員会に各々東京MOUを代表してオンライン参加し、東京MOUの活動状況の報告を行うとともに、情報交換を行いました。
- 6 2024年7月22日から26日にIMO本部(ロンドン)において開催された第10回条約等実施小委員会(III10)に東京MOUを代表して出席し、東京MOUの活動状況等について報告を行

うとともにPSCに関する審議に参加しました。

- 7 2024年10月21日から25日、マレーシア(クアラルンプール)にて開催された MACN (Maritime Anti-Corruption Network) の会合に参加し、東京 MOU に関する状況を説明するとともに意見交換を行いました。
- 8 PSC委員会で決定した基本方針に基づきPSC標準マニュアルの改訂作業を進め、2024年7月26日及び12月24日に各国へ改訂版を送付しました。

2. 研修事業

アジア太平洋地域内で統一的にPSCを実施するため、本財団はPSC検査官等に対する研修・訓練を企画、実施しています。研修等の計画は、PSC委員会の意見を聴取し5年毎に見直しています。また、アジア太平洋地域には途上国も多いため、当財団が研修等に参加する途上国職員や途上国へ派遣する専門家の旅費などを支援しています。

- 1 加盟当局の要請により以下の専門家派遣事業を実施し、当財団は専門家派遣に係る旅費を負担しました。
 - (1) 2024年6月17～21日、日本からパナマへ専門家2名を派遣し、実務的研修(講義及び船上実習)を実施しました。12名のPSC検査官等が参加しました。
 - (2) 2024年6月17～21日、中国からバヌアツへ専門家2名を派遣し、実務的研修(講義及び船上実習)を実施しました。10名のPSC検査官等が参加しました。
 - (3) 2024年9月30～10月4日、オーストラリアからフィジーへ専門家2名を派遣し、実務的研修(講義及び事例研究)を実施しました。12名のPSC検査官等が参加しました。
 - (4) 2024年10月7～11日、日本からマレーシアへ専門家2名を派遣し、実務的研修(講義及び船上実習)を実施しました。16名のPSC検査官等が参加しました。
 - (5) 2025年2月17～21日、韓国からペルーへ専門家2名を派遣し、実務的研修(講義及び船上実習)を実施しました。33名のPSC検査官等が参加しました。
- 2 2024年4月22日～9月11日、第12回一般研修を実施しました。4月22日～7月5日にDLP(遠隔学習プログラム)による事前学習を行い、事前学習を終了した研修生を対象に、8月20日～9月11日、日本において、座学研修及び船上実習を行いました。本研修には、域内11カ国、域外7カ国から合計19名が研修生として参加しました(このほか域内2カ国計2名が事前学習のみ参加)。当財団は域内途上国からの参加者10名の旅費等、IMOは域外からの参加者7名の旅費等を負担しました。
- 3 2024年9月24～26日、IGC コードをテーマに第10回専門研修を寧波(中国)にて実施しました。同専門研修には、41名(域内38名、域外1名、事務局2名)が参加しました。当財団は開催費用の大半及び域内途上国参加者10名の旅費等を負担しました。
- 4 検査実施方法の調和を図るため加盟当局のPSC検査官を他の加盟当局に派遣するPSC検査官交流事業を以下のとおり実施し、当財団はPSC検査官派遣に係る旅費を負担しました。
 - (1) 2024年8月19～23日、香港からメキシコに1名派遣
 - (2) 2024年8月19～23日、日本からシンガポールに1名派遣
 - (3) 2024年9月23～27日、メキシコからニュージーランドに1名派遣
 - (4) 2024年10月21～25日、カナダから日本に1名派遣
 - (5) 2025年2月10～14日、ニュージーランドから韓国に1名派遣
 - (6) 2025年3月10～14日、チリから香港に1名派遣
- 5 2024年7月2～3日、オンライン方式にて第32回セミナーを当財団主催により実施し、2023年に実施した集中検査キャンペーン(火災安全)の結果及び2024年に実施予定の集中検査キャンペーン(船員の賃金及び雇用契約)に係るガイドラインについての講義を行いました。

同セミナーには56名(域内44名、域外8名、事務局4名)が参加しました。

- .6 2025年2月24～28日、ゴールドコースト(オーストラリア)にて対面方式によりインド洋 MOU との共催で第33回セミナーを実施し、新たに制定された検査ガイドラインに関する講義、旗国から拘留措置の見直し要請があった事案等に関する事例研究などを行いました。本セミナーには、53名(域内36名、域外15名、事務局2名)が参加しました。当財団は開催費用の多くの部分をインド洋 MOU と折半するとともに域内途上国参加者6名の旅費等を負担しました。
- .7 2020年度に作成した、PSC関係条約等の規定内容を解説する一般研修事前学習用教材(24科目32教材)について、最新の条約改正を踏まえ所要の更新を行いました。

3. その他の事業

日本財団に助成を受け、「島しょ国の PSC 実施能力向上のための調査」事業を実施しました。

同事業は、東京 MOU の加盟当局のうち PSC 実施能力の観点から多くの課題を抱えていると考えられる島しょ国(パプアニューギニア、フィジー、マーシャル諸島及びバヌアツの4か国)について、その課題を把握し解決に向けた取り組みを行うことで、島しょ国のPSC実施能力の向上を図り、域内全体のPSCの効果を高めることを目的としたものです。

同調査では、各国の PSC 実施状況に関し統計的な分析を行うとともに書面調査を実施のうえ、各国訪問による現地調査を実施しました。

調査結果は、本年秋に改訂予定の「東京 MOU の技術協力計画(5か年計画)」に反映させる予定です。

第3章 管理業務

1. 理事会及び評議員会

2024年度の理事会及び評議員会等の開催状況は、次のとおりです。

- .1 第32回理事会:2024年6月12日、議題=2023年度事業報告案、決算報告案、定時評議員会の開催、報告事項=次期評議員の選定、業務執行理事職務状況報告
- .2 第33回理事会:2024年5月29日(書面)、議題=理事長の選定及び報酬、顧問の選任及び報酬
- .3 第19回評議員会:2024年6月27日、議題=役員の選任、退職する評議員及び役員への退職慰労金の支給、報告事項=評議員の選任、2023年度事業報告及び決算報告
- .4 第34回理事会:2025年3月17日、議題=職員給与規程及び旅費規程の改正、2025年度(令和7年度)事業計画案及び収支予算案、報告事項=業務執行理事職務執行状況報告、情報システム拠出金について

2. 事務局組織

2024年度末の本財団組織図は、別添のとおりです。

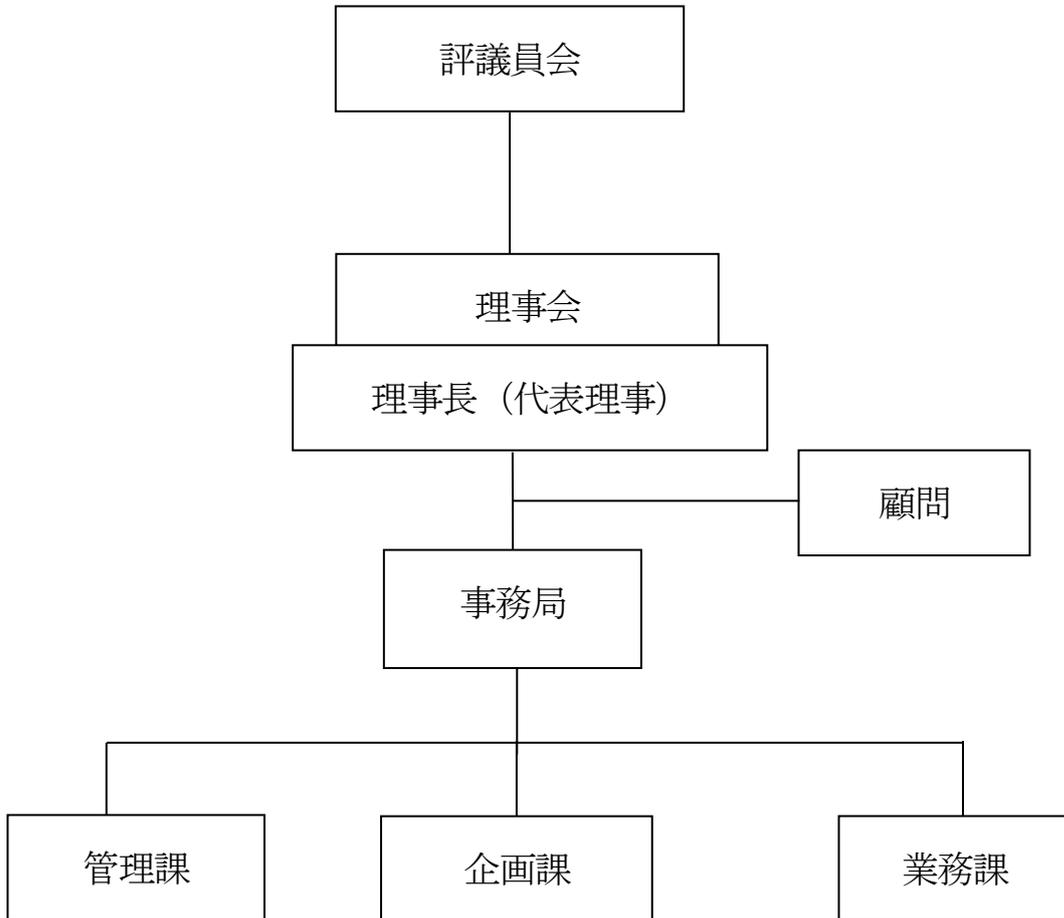
3. 財産等

- .1 2024年度末の基本財産は5千万円であり、長期国債で運用し満期保有目的債券としています。本財団の最も大きな財産である研修事業基金(2024年度末簿価:約18億8千1百万円)は、各種債券、公社債投信及び銀行預金で運用し時価評価をしています。
- .2 本財団の主な収入は、各国拠出金、日本財団助成金及び研修事業基金運用益です。

組織図

別添

2025年3月31日現在



<附属明細書の作成について>

上記の事業報告に関して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定されている附属明細書によりその内容を補足すべき重要な事項はありませんので、附属明細書は作成していません。